

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月17日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 5 号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

第21条第2項第1号中「13,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「19,000円」に改める。

第21条の2第2項中「12,000円」を「8,000円」に改める。

第21条の9第1項第1号イ中「11,150,000円」を「10,450,000円」に改め、同項第2号イ中「7,800,000円」を「7,300,000円」に改め、同項第3号イ中「4,450,000円」を「4,200,000円」に改める。

別表第2 1中

「	<table border="1"><tr><td>15,400,000<sup>円</sup></td></tr><tr><td>15,000,000</td></tr><tr><td>14,600,000</td></tr><tr><td>8,750,000</td></tr></table>	15,400,000 <sup>円</sup>	15,000,000	14,600,000	8,750,000	を	「	<table border="1"><tr><td>14,350,000<sup>円</sup></td></tr><tr><td>13,950,000</td></tr><tr><td>13,500,000</td></tr><tr><td>8,650,000</td></tr></table>	14,350,000 <sup>円</sup>	13,950,000	13,500,000	8,650,000	に、
15,400,000 <sup>円</sup>													
15,000,000													
14,600,000													
8,750,000													
14,350,000 <sup>円</sup>													
13,950,000													
13,500,000													
8,650,000													
」			」										
「	<table border="1"><tr><td>6,150,000</td></tr><tr><td>4,850,000</td></tr></table>	6,150,000	4,850,000	を	「	<table border="1"><tr><td>6,200,000</td></tr><tr><td>5,000,000</td></tr></table>	6,200,000	5,000,000	に、				
6,150,000													
4,850,000													
6,200,000													
5,000,000													
」			」										
「	<table border="1"><tr><td>2,500,000</td></tr><tr><td>1,950,000</td></tr><tr><td>1,450,000</td></tr></table>	2,500,000	1,950,000	1,450,000	を	「	<table border="1"><tr><td>2,550,000</td></tr><tr><td>2,000,000</td></tr><tr><td>1,500,000</td></tr></table>	2,550,000	2,000,000	1,500,000	に改める。		
2,500,000													
1,950,000													
1,450,000													
2,550,000													
2,000,000													
1,500,000													
」			」										

1,050,000
750,000
450,000

1,100,000
800,000
500,000

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第21条の2第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、施行日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。

4 施行日から令和7年3月31日までの間における施行日前から引き続き改正後の規則第21条の2第1項の規定により就労保育援護金の支給を受ける者に対する同条第2項の規定の適用については、同項中「8,000円」とあるのは、「8,000円（京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年5月17日京都市規則第5号）の施行の日前から引き続き保育所等において保育されている者にあつては、10,000円）」とする。

5 改正後の規則第21条の9第1項並びに別表第21第1級の項、第2級の項、第3級の項及び第4級の項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金及び障害特別援護金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金及び障害特別援護金については、なお従前の例による。

6 改正後の規則別表第21第6級の項、第7級の項、第9級の項、第10級の項、第11級の項、第12級の項、第13級の項及び第14級の項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた障害特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害特別援護金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)